

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由第一、第二及び第五点について。

所論違憲の主張は単なる法令違反の主張に過ぎない。しかして本件の訴訟の第一審以来の経過に徴すれば、原審における上告人の期日変更申請をば、顯著なる事由が存しないものとして、これを許可しなかつた原審の判断は正当として是認し得る。

その他、原判決には何等所論の違法はないから、論旨は採用に値しない。

同第三、第四点について。

所論は別件に対する非難であつて、原判決に対するものでないから、採用のかぎりでない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	二	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠